



## 車道が原則！

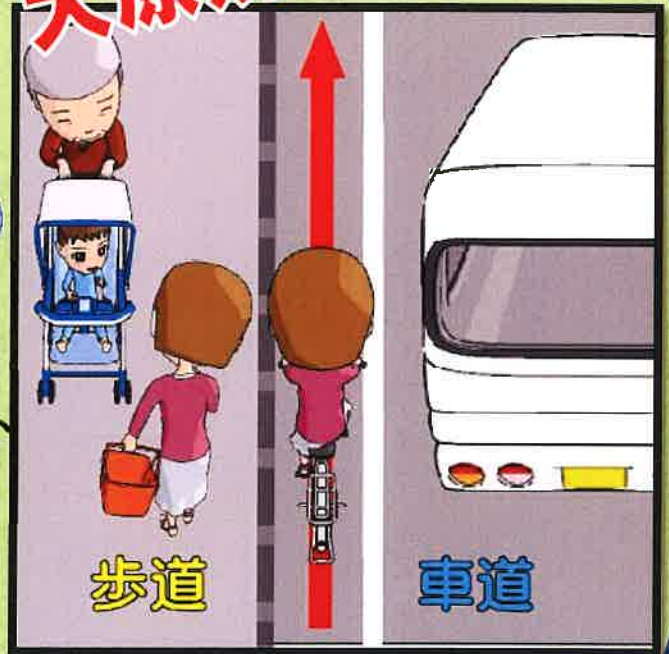
自転車は原則、**車道の左側端**を通行しましょう！

**例外的**に歩道を通行できるのは、



- ① 道路標識等により歩道を通行できるとされているとき
- ② 運転者が児童・幼児、70歳以上の人、車道通行に支障がある身体障がい者のとき
- ③ 車道又は交通上の状況に照らして歩道通行がやむを得ないときです。

## 大原則！



## 歩道を通行するときは？

- ① 道路標示により通行すべき部分として指定された部分があるときは、その部分を徐行して通行
- ② 通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行
- ③ 歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

**例外！**



# 守るばい！安全ルール

ルール違反してませんか？



**NO!! ルール違反!!**



## 自転車運転者講習制度

一定の危険な行為を繰り返した悪質な運転者は、講習(有料)を受講しなければなりません。  
※受講に従わない場合、罰則あり

## 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

自転車は車の仲間です



熊本県警察



# 自転車損害賠償責任保険等の加入義務について

熊本県では条例の改正により、自転車損害賠償保険等への加入が令和3年10月1日から義務化されています。自転車保険に加入しているかどうかチェックしてみましょう。

自転車を利用中の事故により他人にけがをさせた場合に相手方を補償できる保険に加入していますか？

はい

分からない

いいえ



自転車にTSマークが貼られていますか？  
※点検日から1年以内のものに限られます

【参考】 TSマークの色によって補償限度額が異なります。  
赤色・・・1億円 青色・・・1000万円

はい

分からない

いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

はい

分からない

いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）、（一財）全日本交通安全協会の自転車会員のいずれかに加入していますか？

はい

分からない

いいえ

クレジットカードをお持ちですか？

はい

いいえ

個人賠償責任保険が、基本補償又は特約としてついていますか？

はい

分からない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険等に加入しています

ご加入の保険会社・共済にご確認ください。  
※ 相当する補償がない場合には、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう

自転車事故により1億円近くの高額賠償事例が発生しています。

自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう

※自転車損害賠償保険等に関しては熊本県のホームページをご参照ください →



+ワンポイント

補償が十分かチェックしてみましょう

補償の対象  契約者本人のみ  家族含む

補償期間 年 月 まで有効

保険加入先（保険代理店等）  
連絡先

※ 万が一に備えて調べておきましょう

補償内容（補償額）

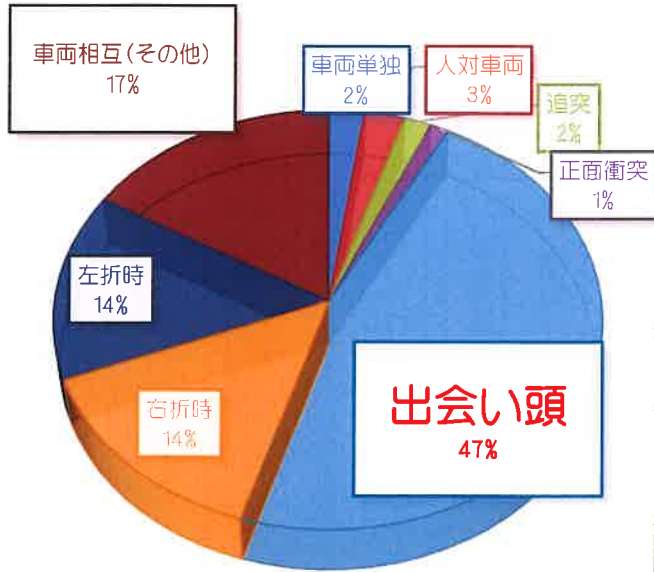
- 事故の相手方への補償
  - 生命・身体（無制限  万円 無し）
  - 財産（無制限  万円 無し）
- 契約者等自身の補償
  - 生命・身体（無制限  万円 無し）
  - 財産（無制限  万円 無し）

※ 望ましい保険・・・対人賠償（死亡・怪我） 支払い限度額 1億円以上

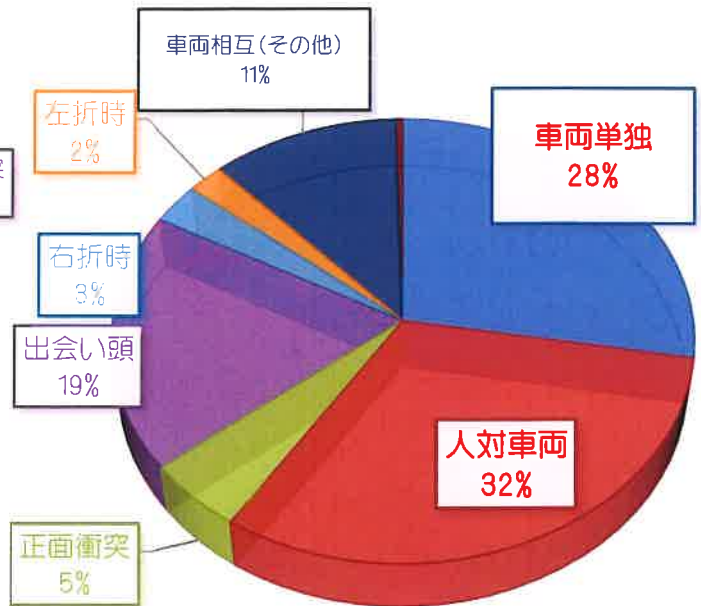
平成29年～令和3年の間の自転車が関与する交通事故発生状況(熊本県内)  
 発生件数 2,883件 死者数 41人 負傷者数 2,877人



自転車に関与する事故



自転車が第1当事者の事故



- 自転車に関与する交通事故では**出会い頭事故**が全体の約半数と最も多い
- 自転車が第1当事者となる事故では、**人対車両**や**車両単独(自損事故)**が多い



乗車前の点検項目(チェックリスト)

乗る前には点検でしょ!  
 「**ブタとチェーン**」と覚えよう!



ブレーキ

- 効き具合は適正か
- レバーの引き代に余裕はあるか
- ブレーキゴム類の減りはないか

タイヤ

- 切り傷、摩耗はないか
- 空気圧は適正か

灯火(とうか)・リフレクター

- 点灯、照射は正常か、故障はないか
- 汚れ、ガタつき、変形等はないか

チェーン

- 油ぎれ、たるみはないか
- ギアとのかみ合わせは適正か

熊本県警察

自転車も

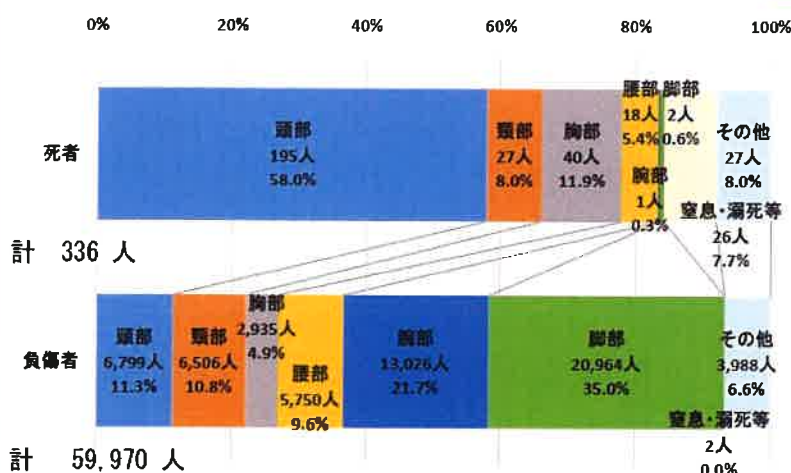
# ヘルメットをかぶろう



令和4年10月1日から

熊本市では条例によりヘルメット着用が努力義務となります。

ヘルメット非着用の自転車乗用中死者・負傷者の  
人身損傷主部位別比較  
【令和3年】



令和3年中の全国における  
交通事故の発生状況

ヘルメット着用状況別の致死率比較  
【令和3年】

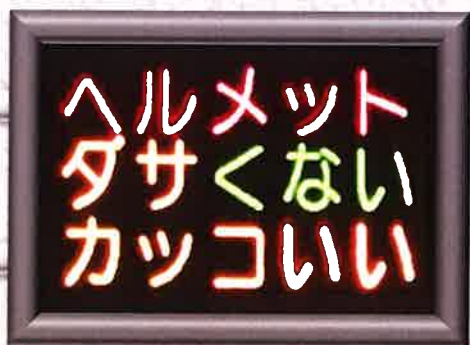


(注)・「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

死者の損傷部位の約6割が頭部に集中

頭部を守るために、

- ・ 確実なヘルメットの装着
- ・ あごひもをしっかりと締める



熊本県警察

知って  
いますか？

# 自転車のルール

交通ルールや交通マナーを守り、正しく安全に自転車を利用しましょう。

夜間はライト点灯

ヘルメットを着用



自転車は車道が原則  
歩道は例外

車道は左側を通行

歩道は歩行者優先で  
車道寄りを徐行

令和4年10月1日から「熊本市 自転車安全利用条例※1」改正により  
自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されます。

※1 正式名称「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」

ヘルメットの着用の有無で、致死率に約3倍の開きがあります。重大事故にならないよう、交通ルールを守ると共に、ヘルメットも着用しましょう。

なお、道路交通法の改正の中で、現在ヘルメット着用の努力義務化も検討されています。

令和3年10月1日から「熊本県 自転車安全利用条例※2」改正により  
自転車保険の加入が義務化されています。

※2 正式名称「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

まずは、自分が保険に加入しているか確認しましょう。更新も忘れずに！

ルールを守って  
自転車を楽しもう！



○自転車に関するお問い合わせ  
熊本市自転車利用推進課  
電話096-328-2259



熊本市内で  
自転車を利用する  
皆さんへ

「熊本県自転車安全利用条例」と  
「熊本市自転車安全利用条例」では、  
自転車を利用する際に  
次のことが規定されています。

※熊本市条例の一部の規定は、  
R4.10.1から施行されます。

## 自転車利用者の責務（概要）

### 【安全利用に関すること】

《市条例第5条》 道路交通法その他の法令を遵守する等により自転車の安全利用に努めなければならない。

《市条例第5条》 公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければならない。

《市条例第5条》 利用する自転車について、防犯登録を受けなければならない。

《県条例第5条》 歩道での通行の仕方の励行

- (1) 可能な限り車道の左側に設置されている歩道を通行すること。
- (2) 歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押して歩くこと。
- (3) 他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。

《県条例第5条》 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。

《県条例第5条》 利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。

《市条例第5条》 次の実施に努めるものとする。

- (1) 乗車用ヘルメットを着用すること。
- (2) 前照灯、尾灯又は後方反射器材に加え、両側面方向への反射器材を  
装備すること。

《市条例第5条》 市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

### 【自転車保険等に関すること】

《県条例第11条》 自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。

《県条例第11条》 自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。

### 【放置自転車に関すること】

《市条例第20条》 放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

通勤や公務でも、ヘルメットの着用をお願いします。

